

# 学校法人に対する指導等について

## —管理運営不適正な法人の事例等—



文部科学省高等教育局私学部参事官

令和3年10月15日（金）



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 1. 学校法人に対する主な指導等について

## ①管理運営状況の確認（調査）

### ◆ 学校法人運営調査委員制度

（文科省組織規則第45条：学校法人運営調査員による学校法人の経営に関する調査、指導助言）

- 学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とし、不祥事を未然に防止するとの観点から、学校法人の経営に関し広い識見を有する委員による「学校法人運営調査」を実施。
- 毎年度文部大臣所轄学校法人の一定数を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認（昭和59年より）。
  - ✓ 委員構成：私学理事（長）、学長、弁護士、公認会計士、民間経験者 外
  - ✓ 調査内容：管理運営面、財務面、教学面等に関する実態
  - ✓ 調査方法：書面審査、実地調査又はリモートによるヒアリング調査
- 令和元年度からは、経営基盤の安定確保が必要と判断された学校法人に対して、きめ細かい集中的な指導・助言を実施。

# ◆近年の学校法人運営調査における主な指摘事項

大項目	中項目	指導・助言事項（その他意見含む）
管理運営組織	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員退職金支給規程の整備
		役員報酬規程の整備
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会/評議会	評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
	理事/評議員	理事の欠員補充
		評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適切に行うこと
	備え付け/届出	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと
		会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け
		学校法人設立時の財産目録の備え付け
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規程の見直し・改正
諸規程の整備		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開に関する規程</li> <li>・公益通報に関する規程</li> </ul>		

大項目	中項目	指導・助言事項（その他意見含む）
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善を図ること
	収益事業	収益事業の再開等その在り方について法人内で検討し、必要に応じて寄付行為の変更を検討すること
	基本金	基本金の組入処理は組入計画に基づき正しく行うこと
	予算	予算について適切な会計処理を行うこと
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保/定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の実質化	
	教育体制の配慮	募集停止をした学校（学科）において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮

## ②問題事案の報告・発生

### ◆ 行政指導（文科省設置法第4条第29号「学校法人の経営に関する指導助言」）

- 役員等の不正行為等を発見した者からの投書や陳情による告発、監事からの報告、マスコミによる報道等によって問題事案を把握。
- 問題事案の事実関係を確認するため、告発者からのヒアリングや提出された資料を精査した上で、文部科学省として調査が必要と思われる事案については、学校法人に対して任意の調査・報告を求め、これに基づき必要な措置の指導、又は自主的な改善が行われる。

- ✓ 調査方法：学校法人に対するヒアリング、学校法人自ら問題事案について調査し、文部科学省へ報告（必要によっては、監事による調査、第三者委員会設置）。
- ✓ 指導内容：学校法人に対する行政指導（通知文書の発出）。

※特に管理運営不適正な学校法人に対しては、併せて私立大学等経常費補助金の不交付・減額措置の実施。

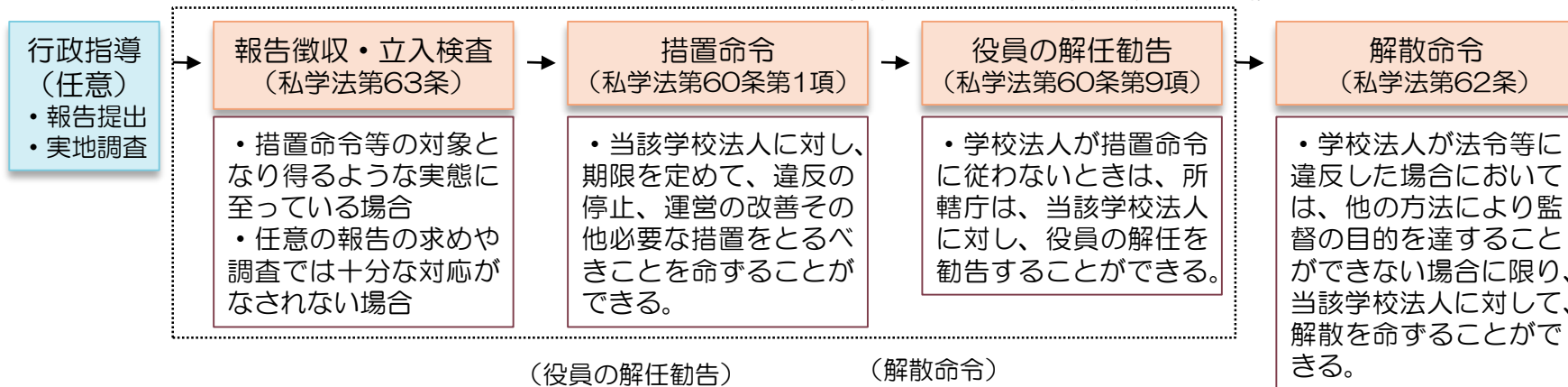
## ◆ 私立学校法による是正措置等（私立学校法第60条第1項）

- 学校法人が、法令の規定等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- ✓ 想定されている措置命令の例（平成26年4月2日付文部科学事務次官通知より）
  - 学校の運営に必要な資産の不足により、教育研究活動へ支障が生じている場合
  - 理事会において必要な意思決定ができず、教育研究活動への支障や、学校法人の財産に重大な損害が生じている場合

### 私立学校法における是正措置関係の主な流れ

※破線部分は平成26年私立学校法改正により整備



（役員解任勧告）  
• 解任勧告を行った事案なし

（解散命令）  
• 学校法人瑞穂学園（平成16年）  
• 学校法人北九州学院（平成16年）  
• 学校法人富士見丘学園（平成17年）  
• 学校法人堀越学園（平成25年）

※いずれも主として私学法25条に規定する「必要な資産を有していない」ことを理由

## ◆ 監事による文科省等への報告（私立学校法第37条第3項第5号）

- 監事は、監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告することができる。
- これまで3法人の監事より報告がなされた。
  - ✓ 私立学校法第40条の5に基づき、
    - 理事の監事への報告義務、
    - 監事による理事の行為の差止め、が可能となっている。

### （参考）監事に対する研修会の実施

- ✓ 主 催：文部科学省
- ✓ 目 的：監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に資する。
- ✓ 対 象 者：新任監事（就任2年未満）及び全監事を対象に各年1回開催。
- ✓ 開催方法：新任監事向けは、録画したコンテンツの配信。  
全監事向けは、オンラインによるリアルタイム及び録画したコンテンツの配信。  
（令和元年度までは対面による説明会を実施）

## 2. 学校法人に対する指導事例について



# 事例1 学校法人 A大学

## ◆ 学校法人の概要

法人所在地 東京都

設置する学校 大学1校、短期大学部1校、専門学校4校、高校11校、  
中学校5校、小学校1校、幼稚園1園

役員・評議員の構成（令和3年5月現在）

理事： 36名（外部理事： 11名）

監事： 4名（非常勤監事： 2名）

評議員： 125名（学外評議員： 34名）

## ◆ 事案の概要

〈同大学運動部選手による悪質な反則行為〉

- ・同大学運動部の定期戦において、本法人の常務理事等要職を兼務していた同部監督が、同大学選手に悪質な反則行為をするよう指示し、その指示に従った選手のプレーにより、相手選手に怪我を負わせる。

- 同法人は、社会問題化した後も、全学的に対応すべき問題として、広報対応を含め迅速かつ適切に対応する必要があったにもかかわらず、理事長及び学長が事態を適切に収束させて役割を果たすことがなかった。
- 文部科学省の指導等を踏まえ、弁護士からなる第三者委員会を設置し、事実関係の把握及び原因の究明等を調査。最終報告書が提出され、理事長及び学長による謝罪と再発防止に取り組む旨を同大ホームページに掲載。
- 第三者委員会で指摘された事項を踏まえ、抜本的なチーム改革・組織改革や危機管理体制の整備等を実施するとともに、当該監督及びコーチを懲戒解雇、役員報酬の自主返納（理事長20%、5ヶ月など）を実施。隠ぺい工作を行った理事は辞任（その後、理事に復帰）。

## 事例2 学校法人 B大学

### ◆ 学校法人の概要

法人所在地 東京都  
設置する学校 大学1校、高校1校、中学校1校、小学校1校、  
幼稚園1園

役員・評議員の構成（令和3年5月現在）

理事：17名（外部理事：6名）

監事：2名（非常勤監事：2名）

評議員：47名（学外評議員：16名）

### ◆ 事案の概要

〈理事会内の対立による理事長及び学長の不在・混乱〉

- 理事長及び学長（従前から同一人が両方を兼務）の任期満了に伴う選任について、本来、前任者の任期満了日に併せて後任者を選任して円滑に交代させるべきところ、理事会内の対立により長期間、後任の理事長及び学長が選任できず、それぞれ代行が就任し職務を実施していた。

- 臨時理事会において、一部の理事から理事長代行の解職及び別な理事の理事長代行（理事長代行の代行）の緊急動議が提案され、新たに選任された理事長代行が職務行為を行っていたが、法令等の違反があるのとして、監事から私学法第37条第3項第5号に基づく報告が文部科学省へされる。
- 文部科学省より行政指導上の通知文書を学校法人に発出し、第三者の協力を得て、今後の対応や監事から指摘されている事項等を報告するよう指導。
- 文部科学省の指導等を踏まえ、弁護士からなる外部有識者委員会を設置し、後任の選任を含む今後の対応等について調査・検討。
- 外部有識者委員会の提言に基づき、理事長及び学長を選任するとともに、2年以内に新たな選挙制度の下で新理事長・学長を選任することを決定。その後、新たな選挙制度で理事長・学長を選任。

## 事例3 学校法人C大学

### ◆ 学校法人の概要

法人所在地 東京都

設置する学校 大学1校、高校1校、中学校1校

役員・評議員の構成（令和3年5月現在）

理事：11名（外部理事：6名）

監事：2名（非常勤監事：2名）

評議員：26名（学外評議員：15名）

### ◆ 事案の概要

〈理事長給与等の不適切支出〉

- ・ 創業家である理事長の給与・賞与等について、手当の例外的支給など、決定プロセスが不明確な支出や理事長の親族に勤務実態がないにも関わらず給与を支給するなど、理事長の立場を利用して学校法人経費を私的に流用していた。

- 文部科学省に対して、理事長等が多額の学校法人経費を私的に流用しているとの内部通報が寄せられる。
- 文部科学省から学校法人に対し行政指導として、第三者の協力を得て、事実関係の把握及び原因の究明等を調査・報告するよう指導。
- 文部科学省の指導等を踏まえ、弁護士からなる第三者委員会を設置し、事実関係や責任の所在等について調査。
- 第三者委員会報告により、理事長等による不適切な支出が認定され、理事長の解任、常務理事（理事長のご子息）辞任及び退職、ほかの理事らの辞任（学校長・監事1名を除く）、法人事務局幹部の減給や再発防止策として、創業家の学校法人経営からの離脱等を決定。

## 事例4 学校法人 D大学

### ◆ 学校法人の概要

法人所在地 大阪府  
設置する学校 大学1校、高校1校  
役員・評議員の構成（令和3年5月現在）

理事：12名（外部理事：9名）

監事：2名（非常勤監事：2名）

評議員：26名（学外評議員：8名）

### ◆ 事案の概要

〈理事長による高校校地売却代金の横領〉

- 高校校地取得を希望していた不動産業者社長の資金協力（私的借入金）で学校法人経営に参入し、経営権を掌握した理事長が、不動産業者社長からの私的借入金を返済するため、高校校地を当該不動産会社に売却するとともに、契約金額の一部（手付金）を不動産業者社長らと共謀し横領。

- 理事長が学校法人経費を私的に流用しているとの内部通報があったことから、文部科学省から学校法人に対し行政指導として、第三者委員会を設置し、調査するように指導。
- 上記に加えて、行政指導上の通知文書を学校法人に発出し、理事会及び監事等の対応状況や学校法人の対応方針について報告を求める。
- その後も学校法人の経営体制を巡る混乱や資産不足により教育研究活動への支障の恐れがあったことから、今後の運営計画などについて、私立学校法第63条第1項に基づく報告を命じる。
- 理事の1人が地裁に対し、他の理事の職務執行停止及び理事長職務代行者の選任等を申し立て。地裁は申し立てを認め、理事長職務代行者及び理事職務代行者を選任。



- 理事長職務代行者のもと、学校法人として地裁に対し民事再生手続を申し立て。地裁は管理型の民事再生手続が相当として、管財人を選任。
- 管財人は、①高校は設置者を他の学校法人へ変更すること、②大学は法人に設置したまま他支援者が支援すること、を内容とする支援契約を締結。その後、同支援契約を内容とする民事再生計画を地裁が認可、決定。
- 管財人が理事長に選任され、設置者変更等に向けて準備中

## 事例5 学校法人 堀越学園

### ◆ 学校法人の概要

法人所在地	群馬県
設置する学校	大学1校、専門学校2校、幼稚園2園
役員・評議員の構成	(平成23年7月現在)
理事	6名(外部理事 : 0名)
監事	2名(非常勤監事 : 2名)
評議員	13名(学外評議員 : 2名)

### ◆ 事案の概要

〈様々な問題の発生による学校法人の解散〉

- 大学の開設以来、定員未充足などにより法人の経営状況が悪化するとともに、過去の財務計算書類や大学の設置認可申請時の書類における虚偽記載、経営悪化に伴う賃金の未払、税金や公共料金等の滞納、学校債の償還未履行や教職員の雇用をめぐる訴訟など、様々な問題が発生。

- 文部科学省としては、法人の管理運営を改善するよう行政指導上の通知文書を発出するなど行政指導を重ねるが、状況の改善は見られず、法人の理事の地位をめぐる関係者の対立により、法人としての統一した意思決定が困難になるとともに経営状況も急速に悪化し、大学の授業の一時休講も発生するなど、教育研究活動の維持そのものが困難となる。
- 文部科学省からの指導に対して、学校法人からは外部からの資金援助を得て法人を再建したいとの意向は示されるものの、具体的な管理運営の改善策、今後の資金計画や債務の返済計画などは提出されない状況。さらに理事会としてのチェック機能も有効に働かず、理事の対立により法人としての意思決定すら困難な状況。
- このため、必要な財産が保有されていないなどの私立学校法の違反が解消される見込みがなく、また、学生等に予期せぬ不利益が生じかねない状況にあり、時間的猶予もないことから、学校法人に対して私立学校法第62条の解散を命ずる（解散命令）。

○過去10年間で、学校法人の管理運営不適正を理由に私立大学等経常費補助金が不交付・減額となった法人

年度	法人名	削減状況
H23	学校法人 茶屋四郎次郎記念学園	H23：50%減額、H24：50%減額、H25：50%減額、 H26：25%減額、H30：50%減額、R元：全額不交付、 R2：全額不交付
H23	学校法人 藍野学院	H23：25%減額
H26	学校法人 東京女子医科大学	H26：10%減額 H27：10%減額
H27	学校法人 嘉悦学園	H27：50%減額 H28：25%減額
H28	学校法人 同志社大学	H28：25%減額
H29	学校法人 上野学園	H29：50%減額 H30：25%減額
H29	学校法人 高山短期大学	H29：50%減額 H30：25%減額
H29	学校法人 日本大学	H30：35%減額
H30	学校法人 東京医科大学	H30：全額不交付 R1：全額不交付 R2：75%減額
R01	学校法人 明浄学院	R1：全額不交付 R2：全額不交付